

「保育・教育施設長等向け組織マネジメント等講習業務委託」

受託候補者選定に係る実施要領

制 定 平成 31 年 4 月 11 日 こ保運第 214 号
最近改訂 令和 5 年 12 月 12 日 こ保支第 2123 号

(趣旨)

第 1 条 「保育・教育施設長等向け組織マネジメント等講習業務委託」について、横浜市こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるものほか、この実施要領に定めるところによる。

(プロポーザル関係資料提出要請書)

第 2 条 プロポーザル関係資料提出要請書を通知する際には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 保育・教育施設長等向け組織マネジメント等講習業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 3 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 予定講師の経歴等
- (2) 研修の実施方針
- (3) 研修の実施手法
- (4) 研修の実施体制
- (5) 当該業務についての具体的な提案
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第 4 条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 研修目的に対する合致度
- (2) 研修の実施手法（専門性）
- (3) 講師の経歴及び技量
- (4) 実施体制
- (5) 企業としての取組に関する視点

2 評価を行うため提案者にヒアリングを行うものとする。

3 別紙提案書作成要領の評価項目（加算項目は除く）のいずれかの着目点について、評価点が 0 点となった者は失格とする。また、評価点の合計が 49 点以下の者（最低基準は 50 点）は失格とする。

4 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した評価をもとに、評価点が高い者を特定する。評価点が同点の場合は、評価委員会にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定す

る。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 企画調整課長

副委員長 保育・教育運営課長

委員 保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長

保育・教育支援課担当係長

経理係長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 欠席した委員の評価は集計には含めない。

6 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

7 評価委員会は非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第6条 提案資格者として選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第7条 受託候補者として特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は平成31年4月12日から施行する。

この要領は令和3年3月19日から施行する。

この要領は令和4年4月21日から施行する。

この要領は令和5年12月12日から施行する。